

## <重要事項説明書(訪問介護)>

2023年9月8日 現在

### 1 事業所概要

#### ①事業所情報

事業所名	ヘルパーステーション アクア
本社所在地	三重県松阪市伊勢寺町481-6
連絡先	0598-58-3245
管理者名	前本大喜
サービス種類	訪問介護
介護保険指定番号	2470703782
サービス提供地域	松阪市

※サービス提供地域に関して、提供地域外の方はご相談ください。

#### ②営業時間

平日	10:00 ~ 18:00
土曜日	休業
定休日	土曜・日曜

#### ③職員体制

職種	業務内容	人員数		
		常勤	非常勤	合計
管理者	以下を実施します ・従業者及び業務の管理 ・従業者に対する、法令・規定の遵守させるために必要な指揮命令	1名		1名
サービス提供責任者	以下を実施します ・指定訪問介護の利用申込みに係る調整 ・訪問介護計画の作成並びに利用者等への説明 ・利用者へ訪問介護計画の交付 ・指定訪問介護の実施状況の把握及び訪問介護計画の変更 ・利用者の状態変化やサービスに関する意向の定期的な把握 ・サービス担当者会議への出席等による、居宅介護支援事業者との連携 ・訪問介護員等に対する、利用者の援助目標及び援助内容の指示 ・訪問介護員等に対する、利用者の状況についての情報伝達 ・訪問介護員等による業務実施状況の把握 ・訪問介護員等の業務管理 ・訪問介護員等に対する研修、技術指導等 ・その他サービス内容の管理について必要な業務	1名	名	1名
訪問介護員	以下を実施します ・訪問介護計画に基づく、日常生活を営むのに必要な指定訪問介護のサービス提供 ・適切な介護技術によるサービス提供のため、サービス提供責任者が行う研修・指導等を受ける ・利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者への報告 ・サービス提供責任者からの、利用者の状況についての情報伝達を受ける	4名	名	4名
事務員	以下を実施します ・介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等	1名	名	1名

#### ④事業計画・財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者様及びそのご家族様にとどまらず全ての方に対し、要望があれば閲覧することができます。

### ⑤事業目的・運営方針

事業目的	要介護状態、要支援状態と認定された利用者に対して、可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等の生活全般にわたる援助を行うことを目的と致します。
運営方針	訪問介護は、利用者の心身の状態に応じて適切なサービスを提供致します。 事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、利用者の個々の主体性を尊重し、地域の保健、医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

### 2 当事業所連絡窓口(相談:苦情・キャンセル連絡等)

電話番号	0598-30-8381
担当部署	ヘルパーステーション アクア
担当者	前本 大喜
受付時間	10:00 ~ 18:00

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市町村でも受け付けております。

### 3 利用料金

#### ①利用料金

※利用料金は別紙の利用料金シートを参照ください

#### ・サービスの加算料金

※要介護による区分なし

加算項目	利用料	利用者負担額	算定回数など
特定事業所加算	所定単位数の20/100 又は10/100、 又は5/100	左記の1割	1回当たり
緊急時訪問介護加算	1000円	100円	1回の要請に対して1回
初回加算	2000円	200円	初回のみ
生活機能向上連携加算	円	円	1月当たり
特別地域訪問介護加算	所定単位の15/100	円	1回当たり
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の86/1000	左記の1割	1月当たり
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の48/1000		
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(Ⅱ)の90/100		
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅱ)の80/100		

※ 特定事業所加算は、サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質や確保や介護職員の活動環境の整備、重度要介護者への対応などを行っている事業所に認められる加算です。

・サービス提供責任者に二級課程修了者(2級の訪問介護員)を配置する事業所は、上記金額の90/100となります。

・当事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して、前年度の月平均で20人以上にサービス提供を行い、当該建物に居住する利用者サービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となります。

※ 緊急時訪問介護加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたとときに、訪問介護員等が居宅サービス計画にない指定訪問介護(身体介護)を行った場合に加算します。

※ 初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が指定訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。

※ 生活機能向上連携加算は、利用者に対して指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等が指定訪問リハビリテーションを行った際に、サービス提供責任者が同行し当該理学療法等と利用者の身体の状態等の評価を共同して行った場合に加算します。

※ 介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

## ②介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担となります。

複写物	1枚につき	10 円
		円

## ③交通費

通常の事業の実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

交通費	1kmにつき	20 円
-----	--------	------

## ④キャンセル料金

- ご利用日の前営業日の( 17 )時までにご連絡いただいた場合は無料
- ご利用日の前営業日の( 17 )時までにご連絡がなかった場合、当該基本料金の( 50 )%  
ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂戴いたします。  
キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

## ⑤利用料金などのお支払い方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月( 20 )日までに請求しますので、( 末 )日までに、あらかじめ指定された方法でお支払いください。

## 4 サービス利用方法

### ①サービス利用開始

訪問介護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。  
なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。  
まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

### ②サービス利用終了

#### 1.ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の( 1 )週間前までに、文書でお申し出ください。

#### 2.当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の( 1 )ヶ月までに、文書で通知いたします。

#### 3.自動終了(以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します)

- ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当[自立]と認定された場合  
※非該当[自立]と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。
- ご利用者様が亡くなられた場合

### ④契約解除

当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様 などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。

ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを(2 )ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず( 7 )日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

### ⑤その他

ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。

訪問介護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。  
その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。

ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患(感染症)が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

### ⑥緊急時の対応

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	(続柄: )
	連絡先	
緊急連絡先	氏名	(続柄: )
	連絡先	
主治医・ご家族などへの連絡基準		体調の急な変化が見られる時

## 5 サービスに関する苦情

### 【弊社お客様相談窓口】

苦情相談受付窓口	ヘルパーステーション アクア
受付日	( 月 )曜日～( 金 )曜日(ただし～曜日・年末年始・夏季休暇を除く)
受付時間	午前10:00～18:00

### 【その他】

( 松阪市 )市	介護保険課	0598-53-4091
( 三重 )県	国民健康保険団体連合会 (苦情相談専用)	059-222-4165(ヨイローゴ)

【会社概要】

社名	株式会社 けやきメディカル
資本金	金1,000千円
社員数	10名(パート含む)
設立	令和2年1月6日
所在地	三重県松阪市伊勢寺町481-6
代表者	川端 篤
事業内容	サービス付き高齢者向け住宅・通所介護・訪問看護・居宅介護支援事業等

重要事項説明書の説明年月日	20 年 月 日
---------------	----------

【事業者】	所在地	松阪市伊勢寺町481-6
	法人名	株式会社 けやきメディカル
	代表者	川端 篤
	事業所名	ヘルパーステーション アクア (指定番号 2470703782 )
	説明者氏名	

上記事業者より本書の説明を受け、同意しました。

【ご利用者様】	住所	
	氏名	
【代理人様】	住所	
	氏名	印 (続柄: )
	記名代行理由:	